

||||| 平成22年度 |||||

事業概要

大阪市職員共済組合

目 次

共済組合の概要	2
保険料について	
1 保険料率（掛金率・負担金率）	3
2 育児休業中の掛金について	3
3 介護掛金について	4
届出・申告が必要な事項	5
短期給付の概要	
1 組合員証及び組合員被扶養者証	6
2 被扶養者の範囲	6
3 保険医療機関にかかった際の負担割合	8
4 給付内容	10
5 任意継続制度	29
6 柔道整復師（整骨院・接骨院等）による施術を受ける場合	30
長期給付の概要	
1 退職給付	31
2 障害給付	37
3 遺族給付	40
4 再就職による年金の支給停止（所得による制限）	42
5 雇用保険との併給調整	42
6 併給調整	42
7 年金と税金	42
8 年金の請求	43
9 年金の支払	43
福祉事業の概要	
1 住宅貸付	44
2 融資あっせん制度の概要	44
3 住宅等あっせん事業の概要	46
4 高額療養費資金貸付	47
5 出産費資金貸付	47
6 保健事業一覧	48
7 特定健康診査・特定保健指導	50
こんなときは・・・？	52
大阪市職員共済組合における個人情報保護の取り組みについて	54

◎ 共済組合の概要

1 共済組合の沿革

共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員・被扶養者及びその遺族の相互救済の事業を行うことでその生活の安定と福祉の向上を図るとともに、公務の能率的運営に資することを目的に、昭和37年12月1日に発足しました。

2 組合員数

35,827人（平成22年4月1日現在）

3 業務の内容

- (1) 短期給付事業 保健給付・災害給付・休業給付
- (2) 長期給付事業 年金給付
- (3) 福祉事業 健康教育、検診事業
特定健康診査及び特定保健指導等
貸付事業（住宅・高額医療・出産）
住宅等あっせん事業
融資あっせん事業

4 組合会議員及び役員（平成22年4月末現在）

任 命 議 員			互 選 議 員		
役 名	氏 名	所 属	役 名	氏 名	所 属
理 事 長	村 上 龍 一	総 務 局	理 事	石 子 雅 章	建 設 局
理 事 長 職務代理者	宝 田 啓 行	交 通 局	〃	中 村 義 男	交 通 局
理 事	中 村 一 夫	総 務 局	〃	三 戸 一 宏	水 道 局
〃	楞 川 義 郎	水 道 局	〃	山 下 博 司	北 区 役 所
監 事	野 田 誠	病 院 局	監 事	大 倉 英 子	市 民 局
議 員	平 松 直 樹	総 務 局	議 員	吉 田 隆 一	環 境 局
〃	高 木 亨	環 境 局	〃	中 原 康 夫	環 境 局
〃	峯 岡 武 夫	消 防 局	〃	橋 口 博 之	消 防 局
〃	高 見 昭 三	中 央 区 役 所	〃	藤 村 信 孝	交 通 局
〃	岡 田 俊 樹	教 育 委 員 会 事 務 局	〃	砂 田 昌 宏	住 之 江 区 役 所
学識経験監事		谷 川 昌 司			

◎ 保険料について

1 保険料率（掛金率・負担金率）

区分	組合員の掛金		地方公共団体の負担金	
	給 料	期末手当等	給 料	期末手当等
短期給付	55.00/1000	44.00/1000	55.00/1000	44.00/1000
介護給付	6.50/1000	5.20/1000	6.50/1000	5.20/1000
長期給付	94.7125/1000	75.7700/1000	95.0875/1000	76.0700/1000
福祉事業	1.25/1000	1.00/1000	1.25/1000	1.00/1000

（注1）上記の数値は、いずれも毎月の給料（本給）および期末手当等に対する数値です。

（注2）長期給付の地方公共団体の負担金には、公務等給付分（給料0.375/1000 期末手当等0.3/1000）が含まれています。

（注3）掛金の標準となる給料及び期末手当等の最高限度額は次のとおりです。

	(短期・介護・福祉)	(長期)
給料	968,000円	496,000円
期末手当等	5,400,000円（年度累計）	1,500,000円

（長期給付掛金率の推移について）

長期給付の掛金率については、地方公務員共済組合連合会の定款に基づき、平成21年から平成25年の各年の9月に下記の推移表のとおり引上げられます。

	給 料	期末手当等
平成21年9月 ～平成22年8月	94.7125/1000	75.7700/1000
平成22年9月 ～平成23年8月	96.9250/1000 (+2.2125)	77.5400/1000 (+1.77)
平成23年9月 ～平成24年8月	99.1375/1000 (+2.2125)	79.3100/1000 (+1.77)
平成24年9月 ～平成25年8月	101.3500/1000 (+2.2125)	81.0800/1000 (+1.77)
平成25年9月以降の月分	103.5625/1000 (+2.2125)	82.8500/1000 (+1.77)

2 育児休業中の掛金について

掛金免除

育児休業取得者については、育児休業を取得した当月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで、申し出により掛金（短期・介護・長期・福祉）が免除されます。

掛金の一部免除

育児のための部分休業や短時間勤務を取得したことによって減額された給料額（地域手当を除く。）に係る長期掛金が、子が3歳に達する日の翌日の属する月の前月まで、申し出により免除されます。なお、期末手当等に係るもの及び短期・介護・福祉掛金（定例給料・期末手当等に係るもの）については免除となりません。

手続

掛金免除については「育児休業掛金免除申出書」を、掛金の一部免除については「育児部分休業等掛金免除申出書」を所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて休業開始の前月25日（共済組合必着）までに提出してください。

3 介護掛金について

介護掛金の徴収について

介護掛金徴収対象者	介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）である組合員
介護掛金率	定例給料 6.5/1000 期末手当等 5.2/1000
介護掛金徴収対象月	原則として、月の末日に介護保険第2号被保険者である組合員であればその月分を徴収します。
組合員からの徴収方法	原則として、当月の給料または賞与から控除します。（徴収開始月に組合員あて通知します。）

介護保険第2号被保険者にかかる適用除外の届出について

40歳以上65歳未満の被保険者及び被扶養者（介護保険第2号被保険者）で次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合は、「介護保険適用除外等該当・非該当届」を当共済組合に提出してください。また、適用除外でなくなった場合も同様の届出が必要です。

- （1）国内に住所を有しない場合
- （2）在留期間1年未満の短期滞在の外国人
- （3）次のいずれかの施設に入所している者
 - ① 障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設及び障害者支援施設
 - ② 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
 - ③ 児童福祉法第7条第6項の厚生労働大臣が指定する医療機関
 - ④ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設
 - ⑤ 国立および国立以外のハンセン病療養所
 - ⑥ 生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
 - ⑦ 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する施設

なお、当共済組合の組合員で介護保険の適用除外となる場合は、介護掛金を納付する必要がありません。

◎ 届出・申告が必要な事項

こ と が ら	提 出 書 類 等	提出期限
組合員が資格を取得したとき（採用）	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員資格取得届書 ・口座登録・変更申出書（市長部局・交通局・病院局を除く） ・年金加入期間等報告書 ・年金受給権者再就職届出（退職共済年金受給者のみ） 	そのつど
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等再交付申請書 ・組合員証等 ・氏名を変更したことがわかる書類 	
組合員証等を紛失・破損したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等再交付申請書 ・破損した組合員証等 	
組合員証等の検認や更新（書き替え）のため提出を求められたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等（検認・更新を受けないものは無効となります） 	
資格取得（採用）時に被扶養者がある者及び被扶養者の異動（増減）があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者申告書 ・異動（増減）の事実を証明する書類 ・組合員証等 	30日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金第3号被保険者届（配偶者の異動（増員）の場合のみ） 	そのつど
当該傷病が第三者の行為によって生じたとき（交通事故で組合員証を使用したとき等）	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償申告書 ・事故発生状況報告書 ・交通事故証明書（交通事故の場合のみ） 	
継続長期組合員となったとき（退職派遣等となったとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・継続長期組合員資格取得届書 ・組合員証等 	
継続長期組合員ではなくなったとき（退職派遣等から復職したとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・継続長期組合員資格喪失届書 	
組合員が退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等（返納） ・退職届書 ・履歴書 ・退職及びその被扶養者に関する調査票 	
医療費助成制度の医療証を取得または更新したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・医療証の写し 	
退職や被扶養者の異動（減員）、証の更新の際、組合員証等を紛失等により返納できないとき	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員証等滅失届 	

◎ 短期給付の概要

平成22年4月1日現在

1 組合員証及び組合員被扶養者証

組合員になると、届出により、組合員証及び組合員被扶養者証（以下、「組合員証等」という）が交付されます。組合員証等は、組合員や被扶養者の資格を証明するもので、病気や負傷の場合、保険医療機関の窓口に表示すれば、診療を受けることができます。

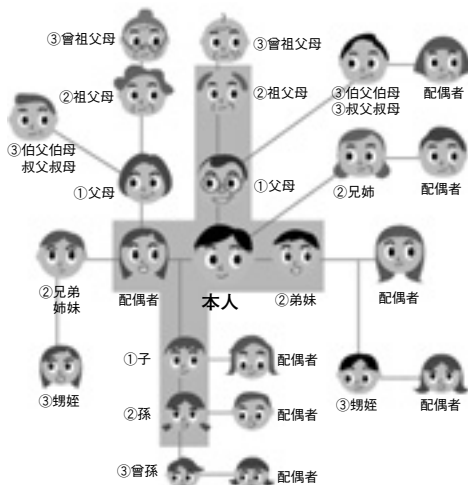
医療機関等を受診する際の心得

- 1 受診しようとするときは、必ず組合員証等を医療機関へ提出してください。
- 2 組合員証等に記載してある「注意事項」をよくご覧ください。
- 3 健康診断、予防注射、正常の妊娠及び出産などは、保険適用にはなりません。
- 4 診療が終わったときは、組合員証等を返してもらい、大切に保管してください。

2 被扶養者の範囲

次の者で主として組合員により生計を維持している者

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹（下図の黒枠内の者）
- (2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前記1に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者



※ 数字は親等数を表します。

黒枠内は同居・別居にかかわらず、被扶養者になることができます。

ただし、次の条件に該当する者は、被扶養者となることができません。

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者。
- (2) 組合員と他の親族に共同して扶養されている場合で、社会通念上、組合員が主たる生計維持者でないとは判断される者。
- (3) 年間収入が130万円以上の者。ただし、障害年金受給者や、60歳以上の公的年金受給者は180万円以上の者。

◎ 被扶養者の資格ができる場合

結婚、出産や新たに親を扶養するようになった場合など

◎ 被扶養者の資格がなくなる場合

就職、事業の開始、年金の受給・改定などにより収入限度額を超える時や別居、その他主たる生計維持関係がなくなった時や認定要件を欠いた時など

※ 詳しくは所属所（市長部局にあっては総務事務センター）の共済組合事務担当者までお問い合わせください。

3 保険医療機関にかかった際の負担割合

組合員の一部負担金

療養に要した費用の額に次の区分に応じた割合を乗じた額

注：入院の場合は、食事療養に要した費用のうち標準負担額分（原則1食につき260円）を加算

注2：療養病床に65～74歳の方が入院した場合は、生活療養に要した費用のうち、標準負担額分（原則食事1食につき460円。居住費1日につき320円）を加算

70歳未満			30%	
70歳～74歳（高齢受給者）	一般	※10%	現役並み所得者	30%
70歳に達する日の属する月の翌月（1日生まれのときは誕生日）から75歳に達する日の前日まで				

被扶養者の自己負担額

療養に要した費用の額に次の区分に応じた割合を乗じた額

注：入院の場合は、食事療養に要した費用のうち標準負担額分（原則1食につき260円）を加算

注2：療養病床に65～74歳の者が入院した場合は、生活療養に要した費用のうち、標準負担額分（原則食事1食につき460円。居住費1日につき320円）を加算

小学校就学後70歳未満			30%	
小学校就学前			20%	
70歳～74歳（高齢受給者）	一般	※10%	現役並み所得者	30%
70歳に達する日の属する月の翌月（1日生まれのときは誕生日）から75歳に達する日の前日まで				

※本来の負担割合は20%ですが、一部負担金等の軽減特例措置により、平成23年3月末まで10%となっています。

現役並み所得者とは組合員が70～74歳の場合で、療養のあった月の給料が224,000円以上の者とその被扶養者で70歳の場合、70歳以上の被扶養者・旧被扶養者（後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより被扶養者でなく

～74歳の者になります。ただし収入額による再判定を行い、70歳以上の被扶養者がいない者で年収額383万円未満

なった者。被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間に限る）がいる者で合計年収額520万

円未満の場合は、申請により「一般」の区分になります。

医療機関等で自己負担額を軽減されている方は届出を！

お住まいの市町村（都道府県）が行っている医療費助成制度（重度障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成・乳幼児医療費助成・小児ぜん息等医療費助成等）の適用を受け、病院等の窓口で支払う自己負担額を軽減されている方は、当共済組合まで申し出てください。

※ただし、大阪府にお住まいの方は、小児ぜん息等医療費助成制度に該当した場合のみ申し出てください。

なお、医療費助成制度の適用を受けているにもかかわらず、還付金が給付された場合には、返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、これらの助成制度の適用を受けなくなった時についても、申し出てください。還付金の給付を再開します。

4 給付内容

組合員が対象となる給付

給付種別	給付内容	給付額	請求書類	備考	
保 健 給 付	療養の給付	公務によらない病気、又は負傷について、保険医療機関において保険診療を受けたとき給付されます。 給付については、共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	療養（食事療養等を除く）に要した費用から、一部負担金※（P8～9の保険医療機関にかかった際の負担割合を参照）を控除した額	不要	
	入院時食事療養費	公務によらない病気、又は負傷について、療養の給付に併せて入院時に食事療養を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	当該食事療養に要した費用から標準負担額（原則1食につき260円）を控除した額	原則不要	
	入院時生活療養費	療養病床に入院する65～74歳の組合員が、公務によらない病気、又は負傷について、療養の給付に併せて生活療養を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	食事、居住費の一部として支払った額から標準負担額（原則食事1食につき460円、居住費1日につき320円）を控除した額	原則不要	
	保険外併用療養費	公務によらない病気、又は負傷について、保険医療機関において保険診療に併せて評価療養又は選定療養を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	保険診療分について、療養の給付・入院時食事療養費・入院時生活療養費に準じて算定した額	原則不要	<ul style="list-style-type: none"> ・評価療養とは、医学的な価値が定まっていない新しい治療法や新薬など（先進医療や医薬品・医療機器の治験にかかる診療など）、将来的に保険導入をするか評価される療養のことです。 ・選定療養は特別な療養環境など患者が自ら希望して選ぶ療養（予約診療や時間外の診療、180日以上入院など）で、保険導入を前提としない療養のことです。
	訪問看護療養費	公務によらない病気、又は負傷について、居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医の指示により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき給付されます。 給付については、原則として共済組合が訪問看護事業者へ支払うこととなります。	当該訪問看護に要した費用から一部負担金※（P8～9の保険医療機関にかかった際の負担割合を参照）を控除した額	原則不要	
	療養費	治療用装具の購入や、更新のため組合員証等が手元がない場合など、共済組合が療養の給付等を行うことが困難であると認めるときや、やむを得ない事情により医療費を立て替え払いしたとき給付されます。	保険診療として査定した額	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費請求書 ・治療費明細書（傷病名・治療内容等の分かる明細書） ・領収書等（明細も必要） ・医師の意見書（装具購入の場合） 	・クレジットカードで支払をした場合は、領収書の他にカードの引き落とし明細と、通帳の写しが必要となります。給付については、組合員の口座から引き落としがあった後となります。
	高額療養費	別表（P20～23）のとおり			
	高額介護合算療養費	別表（P24～27）のとおり			
	移送費	公務によらない病気、又は負傷により、移動が困難な組合員が、療養の給付を受けるために緊急、やむを得ない事情により移送され、移送費用を支払ったとき給付されます。	最も経済的な経路、方法で算定した額	<ul style="list-style-type: none"> ・移送費請求書 ・領収書（経路等を証明する明細も必要） 	
	出産費	出産したとき給付されます。 ※妊娠4ヶ月（85日）以上であることが給付の条件です。早産、流産、死産、異常分娩又は母体保護法に基づく人工妊娠中絶も対象となります。	390,000円 ※在胎週数22週以上で、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は420,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・出産費 同附加金請求書 ・費用内訳の分かる領収明細書（写） ・直接支払制度の合意文書（写） 	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員期間が1年以上あれば、退職後6月以内に出産した場合も給付されます。 ・直接支払制度を利用すると、出産費を共済組合が医療機関等に直接支払うため、法定給付額を限度として、窓口で支払う出産費用が軽減されます。法定給付額が出産費用を上回る場合は、共済組合に請求することで、差額が給付されます。

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に提出してください。

給付種別		給付内容	給付額	請求書類	備考
保健給付	埋葬料	公務によらない事由で死亡したとき給付されます。 ※死亡当時に被扶養者であって、埋葬を行った者に給付されます。ただし、該当者がいない場合においては、実際に埋葬を行った者に給付されます。	50,000円 ※被扶養者以外の者が埋葬した場合は、埋葬に要した費用に相当する額。ただし、50,000円以内とする。	・埋葬料 同附加金請求書 ・埋、火葬許可証(写)、もしくは死亡の事実が分かる書類(原本) ・埋葬に要した費用がわかる領収書、明細書等(被扶養者以外が請求する場合のみ。原本が必要です。)	・退職後3月以内に死亡の場合も給付されます。
	傷病手当金	公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服せず、給料の全部又は一部が支給されないとき給付されます。	1日につき給料日額×2/3×1.25 ※給付対象日に給料、年金等が給付されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。	・傷病手当金 同附加金請求書 ・年金証書等の写し(年金等を受給している場合のみ)	・給付開始日は勤務に服さなくなって引き続き3日を経過した日(4日目から)となります。(支給給料額が傷病手当金額よりも下回っている必要があります) ・給付期間は給付開始日から1年6ヶ月となります。 ・給付期間中に復職した場合は、復職期間は給付期間に算入されません。 ・土、日は給付期間に算入されますが、給付対象日とはなりません。 ・出産手当金と併給できる場合は、出産手当金が優先されます。 ・組合員期間が1年以上あり、退職時に傷病手当金を受給できる状態であれば、退職後も引き続き残期間分が給付されます。
休業	出産手当金	出産のために勤務に服せず、給料の全部または一部が支給されないとき給付されます。	1日につき給料日額×2/3×1.25 ※給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。	・出産手当金請求書	・給付期間は産前42日(多胎の場合は98日)産後56日となります。 ・組合員期間が1年以上あり、退職時に出産手当金を受給できる状態であれば、退職後も引き続き残期間分が給付されます。
	休業手当金	次の事由により欠勤したとき給付されます。 ・被扶養者の病気又は負傷 ・組合員の配偶者(内縁含む)の出産(14日以内) ・組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者にかかる不慮の災害(5日以内) ・組合員の結婚、配偶者(内縁含む)の死亡、被扶養者などの結婚や葬祭(7日以内) ・被扶養者でない配偶者(内縁含む)、子、父母の病気または負傷(7日以内)	1日につき給料日額×60/100 ※給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。	・休業手当金請求書 ・共済組合が必要と認める書類	・傷病手当金、出産手当金と併給できる場合、傷病手当金、出産手当金が優先されます。
給付	育児休業手当金	・1歳に達するまでの子を養育するために育児休業を取得したとき給付されます。 ※平成22年6月30日以降に1歳に達する子の父母が、子が1歳に達するまでに両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2ヶ月に達するまでの間、給付されます。(上限は出生日以後の産休期間を含む1年間となります。)	1日につき給料日額×50/100×1.25 ※給付割合については、本来は40/100ですが、暫定措置により当分の間は50/100となっています。 給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。 給付日額の上限は9,531円(※)(給料額が335,610円以上の方が対象)です。	・育児休業手当金請求書/育児休業掛金免除申出書 ・育児休業承認書(写) ※の場合 ・育児休業手当金請求書/育児休業掛金免除申出書(両親ともに育児休業をする場合の特例用) ・育児休業承認書(写) ・住民票の写し(世帯全員分・続柄入りのもの) ・配偶者の育児休業が確認できる書類(写)	・事由により育児休業の対象となる子が1歳6ヶ月に達するまで支給延長が可能です。 ※給付日額の上限は毎年8月1日に見直されます。

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所(市長部局にあっては総務事務センター)に提出してください。

給付種別		給付内容	給付額	請求書類	備考
休業給付	介護休業手当金	家族の介護のために介護休暇を取得したとき給付されます。	1日につき給料日額×40/100×1.25 ※給付対象日に給料が支給されている場合は、その支給額を基準として共済組合が算定した額との差額が給付されます。 給付日額の上限は7,625円(※)(給料額が335,610円以上の方が対象)です。	・介護休業手当金請求書	・一つの介護休暇につき、介護休暇開始の日から三か月を超えない期間給付されます。 ・1日単位で介護休暇を取得した場合のみが対象となります。 ※給付日額の上限は毎年8月1日に見直しされます。
	災害給付	弔慰金	非常災害により死亡したとき給付されます。	給料の1月分×1.25	・弔慰金請求書 ・死亡状況等にかかる、市区町村長、又は警察署長の証明書 ・請求者の遺族の順位を証明する書類 ・その他、共済組合が必要と認める書類
	災害見舞金	非常災害により住居や家財に損害を受けたとき給付されます。	損害の程度に応じて給料の0.5月分～3月分×1.25 (詳細はP28の損害程度表参照)	・災害見舞金 同附加金請求書 ・り災証明書等 ・災害見舞金り災状況報告書 ・その他、共済組合が必要と認める書類	・非常災害とはおもに水害・地震・火災などを指しますが、その他の予測しがたい事故も含まれます。 ・別居扶養している被扶養者がいる場合は、その被扶養者の住居、家財についても、組合員の住居、家財の一部とします。 ・損害状況確認のために、現地調査を要します。
附加給付	一部負担金払戻金	療養の給付・保険外併用療養費(食事療養・生活療養分を除く)・訪問看護療養費・療養費(食事療養・生活療養分を除く)にかかる一部負担金が高額になったとき給付されます。	一部負担金の額からレセプト1件(組合員請求の場合は請求書1件)につき高額療養費と25,000円を控除した額(算定額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額)ただし、その額が1,000円未満の場合は給付されません。 高額療養費が合算処理されている場合は、高額療養費と50,000円を控除した額(端数処理は同様。)ただし、合算対象となるレセプトの自己負担額が21,000円以上のものが1件のみで、かつ、それ以外の合算されたレセプトの自己負担額の合計(A)が25,000円未満である場合に限り、控除額は50,000円ではなく、(25,000円+(A))となります。	不要 ※療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が一部負担金払戻金の請求と兼用となっています。	・資格喪失後は給付されません。
	出産費附加金	出産費の給付を受けられるとき給付されます。	20,000円	・出産費の請求と同じ	・資格喪失後は給付されません。
	埋葬料附加金	埋葬料の給付を受けられるとき給付されます。	50,000円 ※被扶養者以外の方が埋葬した場合で、埋葬に要した費用が100,000円未満である場合は、当該費用の額から埋葬料の額を控除した額	・埋葬料の請求と同じ	・資格喪失後は給付されません。
	傷病手当金附加金	傷病手当金給付終了後、療養のため引き続き勤務に服せず、給料の全部又は一部が支給されないとき給付されます。	・傷病手当金の算出方法と同じ	・傷病手当金の請求と同じ	・給付期間は給付開始日から6ヶ月となります。 ・給付期間中に復職した場合は、復職期間は給付期間に算入されません。 ・土、日は給付期間に算入されますが、給付対象日とはなりません。 ・資格喪失後は給付されません。

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所(市長部局にあっては総務事務センター)に提出してください。

給付種別	給付内容	給付額	請求書類	備考
附加給付 災害見舞金附加金	災害見舞金の給付を受けられるとき、もしくは、災害見舞金の給付基準に達しない程度の非常災害により、住居や家財に損害を受けたとき給付されます。	災害見舞金の額×0.6又は給料額×1.25×0.5 (詳細はP28の損害程度表参照)	・災害見舞金の請求と同じ	・非常災害とはおもに水害・地震・火災などを指しますが、その他の予測しがたい事故も含まれます。 ・別居扶養している被扶養者がいる場合は、その被扶養者の住居、家財についても、組合員の住居、家財の一部とします。 ・損害状況確認のために、現地調査を要します。

被扶養者が対象となる給付

給付種別	給付内容	給付額	請求書類	備考	
保健給付	家族療養の給付	保険医療機関において保険診療や食事療養・生活療養等を受けたとき給付されます。給付については、共済組合が医療機関へ支払うこととなります。	療養等に要した費用から、自己負担額※(P8～9の保険医療機関にかかった際の負担割合を参照)、標準負担額等を控除した額	不要	
	家族訪問看護療養費	居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治医の指示により指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき給付されます。給付については、原則として共済組合が訪問看護事業者へ支払うこととなります。	当該訪問看護に要した費用から自己負担額※(P8～9の保険医療機関にかかった際の負担割合を参照)を控除した額	原則不要	
	家族療養費	治療用器具の購入や、更新のため被扶養者証等が手元にない場合など、共済組合が家族療養の給付等を行うことが困難であると認めるときや、やむを得ない事情により医療費を立て替え払いしたとき給付されます。	保険診療として査定した額	・家族療養費請求書 ・治療費明細書(傷病名・治療内容等の分かる明細書) ・領収書等(明細も必要) ・医師の意見書(器具購入の場合)	・クレジットカードで支払をした場合は、領収書の他にカードの引き落とし明細と、通帳の写しが必要となります。給付については、組合員の口座から引き落としがあった後となります。
	高額療養費	別表(P20～23)のとおり			
	高額介護合算療養費	別表(P24～27)のとおり			
給付	家族移送費	病気、又は負傷により、移動が困難な被扶養者が、家族療養の給付を受けるために緊急、やむを得ない事情により移送され、移送費用を支払ったとき給付されます。	最も経済的な経路、方法で算定した額	・家族移送費請求書 ・領収書(経路等を証明する明細も必要)	
	家族出産費	出産したとき給付されます。 ※妊娠4ヶ月(85日)以上であることが給付の条件です。早産、流産、死産、異常分娩又は母体保護法に基づく人工妊娠中絶も対象となります。	390,000円 ※在胎週数22週以上で、産科医療補償制度に加入する分娩機関で出産した場合は420,000円	・家族出産費 同附加金請求書 ・費用内訳の分かる領収明細書(写) ・直接支払制度の合意文書(写)	・直接支払制度を利用すると、家族出産費を共済組合が医療機関等に直接支払うため、法定給付額を限度として、窓口で支払う出産費用が軽減されます。法定給付額が出産費用を上回る場合は、共済組合に請求することで、差額が給付されます。
	家族埋葬料	死亡したとき給付されます。	50,000円	・家族埋葬料 同附加金請求書 ・埋、火葬許可証の写、もしくは死亡の事実が分かる書類(原本)	

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所(市長部局にあっては総務事務センター)に提出してください。

給付種別		給付内容	給付額	請求書類	備考
災害給付	家族弔慰金	非常災害により死亡したとき給付されます。	給料の1月分×1.25×0.7	・家族弔慰金請求書 ・死亡状況にかかる、市区町村長、又は警察署長の証明書 ・その他、共済組合が必要と認める書類	・非常災害とはおもに水害・地震・火災などを指しますが、その他の予測しがたい事故も含まれます。 ・家族埋葬料との併給ができます。
附加給付	家族療養費附加金	家族療養の給付（食事療養・生活療養分を除く）・家族療養費（食事療養・生活療養分を除く）にかかる自己負担額が高額になったとき給付されます。	自己負担額からレセプト1件（組合員請求の場合は請求書1件）につき高額療養費と25,000円を控除した額（算定額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額）ただし、その額が1,000円未満の場合は給付されません。 高額療養費が合算処理されている場合は、高額療養費と50,000円を控除した額（端数処理は同様）ただし、合算対象となるレセプトの自己負担額が21,000円以上のものが1件のみで、かつ、それ以外の合算されたレセプトの自己負担額の合計（A）が25,000円未満である場合に限り、控除額は50,000円ではなく、（25,000円＋（A））となります。	不要 ※家族療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が家族療養費附加金の請求と兼用となっています。	
	家族訪問看護療養費附加金	家族訪問看護療養費にかかる自己負担額が高額になったとき給付されます。	自己負担額からレセプト1件（組合員請求の場合は請求書1件）につき高額療養費と25,000円を控除した額（算定額に100円未満の端数があるときは切り捨てた額）ただし、その額が1,000円未満の場合は給付されません。	不要	
	家族出産費附加金	家族出産費の給付を受けられるとき給付されます。	20,000円	・家族出産費の請求に同じ	
	家族埋葬料附加金	家族埋葬料の給付を受けられるとき給付されます。	50,000円	・家族埋葬料の請求に同じ	

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に提出してください。

別表 高額療養費

	給付内容	給付額	請求書類	備考
若年者（70歳未満）のみの場合	同一の月で組合員、又は被扶養者が療養を受けた際、レセプト単位（同一の月で同一の医療機関から受けた療養。入院、外来別になります。療養費請求等も含まれます。以下同じ。）での自己負担額（食事療養、生活療養にかかる負担金は含まれません）が21,000円以上のものを合算（1件でも可）し、P22のAの金額を超えたときに給付されます。	P22のAの金額を超えた額	不要 ※「低所得者」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書が必要です。 療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が高額療養費の請求と兼用となっています。	
高齢受給者（70歳以上）のみの場合	ア 外来のみの場合 若年者のみの場合と同様に、同一の月で組合員、又は被扶養者が療養を受けた際、レセプト単位での自己負担額（21,000円未満でも可）を個人単位で合算（1件でも可）し、P23のBの金額を超えたときに給付されます。	P23のBの金額を超えた額	不要 ※「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分）が必要です。 療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が高額療養費の請求と兼用となっています。	
	イ 入院のみの場合 若年者のみの場合と同様に、同一の月で組合員、又は被扶養者が療養を受けた際、レセプト単位での自己負担額（21,000円未満でも可）を合算（1件でも可）し、P23のCの金額を超えたときに給付されます。 保険診療を受けた場合は、窓口で支払う額はP23のCの金額までとなります。	P23のCの金額を超えた額		
	ウ 外来・入院が混在する場合 上記アにおける自己負担額（高額療養費を除く。）と入院の自己負担額（21,000円未満でも可）の合計額を合算し、P23のCの金額を超えたときに給付されます。	①上記アに基づき、外来の個人ごと の高額療養費を算定します。 ②①の算定後、なお残る自己負担額 と入院の自己負担額を合算し、P23 のCの金額を超えた額を算定しま す。 ③①と②の合計額が、給付額とな ります。		
若年者と高齢受給者の合算	上記ア、イ、ウにおける自己負担額（高額療養費を除く。）と若年者のレセプト単位での自己負担額が21,000円以上のものの合計額とを合算しP22のAの額を超えたときに給付されます。	P22のAの金額を超えた額と上記ア、イ、ウで算出された高額療養費との合算額	不要 ※「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分）が必要です。 療養費請求等にかかる給付の場合は、その請求書が高額療養費の請求と兼用となっています。	

給 付 内 容		給 付 額	請 求 書 類	備 考
「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付	当共済組合に申請することにより、入院時に組合員が医療機関等での窓口で支払う額を、下記表の自己負担限度額までとし、本来は組合員に給付される高額療養費を、当共済組合が医療機関等へ支払うようにすることができます。 当共済組合に申請すると、「限度額適用認定証」、又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。当該認定証を医療機関等に提示することによって、窓口で支払う額が、自己負担限度額までとなります。	別表（P20～21）で算出された高額療養費の額が、当共済組合から医療機関等へ支払われます。	「低所得者」以外の場合 ・限度額適用認定申請書 「低所得者」の場合 ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書 ・市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分の証明書が必要。）	・証の適用については、当共済組合が申請書を受付した日の属する月の初日から有効となります。
「特定疾病療養受療証」の交付	当共済組合に申請することにより、血友病・慢性腎不全で人工透析をしている場合等で、長期に高額な療養を受けているとき、70歳未満の上位所得者及びその被扶養者は自己負担額が20,000円、その他の者は自己負担額が10,000円を越えたとき、その超過分が高額療養費として給付されます。 当共済組合に申請すると、「特定疾病療養受療証」が交付されます。対象となる傷病で保険診療を受けた場合、当該受療証を医療機関等に提示することによって、窓口で支払う額が、20,000円、又は10,000円までとなります。	20,000円もしくは10,000円を超えた額	・特定疾病療養受療証交付申請書	

※申請書類は、当共済組合ホームページからダウンロードし、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）に提出してください。

70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分	A
上位所得者	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% ※ [83,400円]
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※ [44,400円]
低所得者	35,400円 ※ [24,600円]

※〔 〕は多数該当です。

・多数該当とは、高額療養費に該当する回数が過去1年間に4回以上になった場合に4回目以降に適用される自己負担限度額です。

(所得区分の判定)

- ・組合員が70歳未満の若年者で、給料額が424,000円以上である場合、組合員と、その70歳未満の被扶養者の所得区分は「上位所得者」となります。(この場合、70歳以上の被扶養者の区分は「一般」になります。)
- ・組合員が70歳未満の若年者で、市町村民税非課税者等である場合、組合員と、その70歳未満の被扶養者の所得区分は「低所得者」となります。
- ・上記に該当しない組合員、被扶養者の所得区分は「一般」となります。

70～74歳の方の自己負担限度額（※高齢受給者の一部負担金等の軽減特例措置により、平成23年3月31日まで次のとおりです。）

所得区分	C	
	B (外来のみ)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% ※ [44,400円]
一般	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

※〔 〕は多数該当です。

・多数該当とは、高額療養費に該当する回数が過去1年間に4回以上になった場合に4回目以降に適用される自己負担限度額です。

(所得区分の判定)

- ・組合員が70歳以上の高齢受給者で、給料額が222,400円以上である場合、組合員と、その70歳以上の被扶養者の所得区分は「現役並み所得者」となります。(この場合、70歳未満の被扶養者の区分は「一般」になります。)
- ・組合員が70歳以上の高齢受給者で、市町村民税非課税者等である場合、組合員と、その70歳以上の被扶養者の所得区分は「低所得者Ⅱ」となります。
なお、収入額の再判定については、P8～9の保険医療機関にかかった際の負担割合を参照してください。
- ・組合員が70歳以上の高齢受給者で、医療保険上の世帯全員が市町村民税非課税者等である場合、組合員と、その70歳以上の被扶養者の所得区分は「低所得者Ⅰ」となります。
- ・上記に該当しない組合員、被扶養者の所得区分は「一般」となります。

別表 高額介護合算療養費

給付内容	給付額	請求書類	備考
<p>若年者（70歳未満）のみの合算</p>	<p>7月31日を基準日として、その時点で医療保険上の世帯に属している組合員、及び被扶養者が過去1年間（前年8月1日～当年7月31日）に負担した、医療にかかる自己負担額及び介護にかかる自己負担額の合算額が、P26～27のBの金額を超える場合に給付されます。ただし、その額が「支給基準額」※以下である場合は給付されません。医療にかかる自己負担額又は介護にかかる自己負担額のいずれかが0円である場合は給付対象となりません。</p>	<p>P26～27のBの金額を超えた額 ただし、組合員及び被扶養者が過去1年間に加入していた医療保険者、介護保険者において、加入当時負担した医療費、介護サービス費の割合に応じて給付額を按分し、各保険者から給付されるため、当共済組合から全額が給付されるわけではありません。</p>	<p>・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・「低所得者」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書</p> <p>・医療及び介護にかかる自己負担額は、高額療養費、附加給付、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費等の給付を受けた後に、なお残る負担金額となります。 ・計算期間の途中で、組合員、又は被扶養者が死亡等により医療保険の資格を失った場合は、資格喪失日の前日が基準日となります。（当共済組合を資格喪失しても、他の医療保険に加入できる場合は除きます） ・医療にかかる自己負担額については、高額療養費と同様に、レセプト単位での一部負担額が21,000円以上のもののみが対象となり、それ未満のものは合算対象となりません。</p>
<p>高齢受給者（70歳以上）のみの合算</p>	<p>7月31日を基準日として、その時点で医療保険上の世帯に属している組合員、及び被扶養者が過去1年間（前年8月1日～当年7月31日）に負担した、医療にかかる自己負担額及び介護にかかる自己負担額の合算額が、P26～27のAの金額を超える場合に給付されます。ただし、その額が「支給基準額」※以下である場合は給付されません。医療にかかる自己負担額又は介護にかかる自己負担額のいずれかが0円である場合は給付対象となりません。</p>	<p>P26～27のAの金額を超えた額 ただし、組合員及び被扶養者が過去1年間に加入していた医療保険者、介護保険者において、加入当時負担した医療費、介護サービス費の割合に応じて給付額を按分し、各保険者から給付されるため、当共済組合から全額が給付されるわけではありません。</p>	<p>・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・「低所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分）</p> <p>・医療及び介護にかかる自己負担額は、高額療養費、附加給付、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費等の給付を受けた後に、なお残る負担金額となります。 ・計算期間の途中で、組合員、又は被扶養者が死亡等により医療保険の資格を失った場合は、資格喪失日の前日が基準日となります。（当共済組合を資格喪失しても、他の医療保険に加入できる場合は除きます）</p>
<p>若年者と高齢受給者の合算</p>	<p>ア 高齢受給者が受けた医療、介護にかかる自己負担額（医療と介護のどちらか一方の負担しかない場合）と、若年者が受けた医療、介護にかかる自己負担額（医療と介護の両方の負担がある場合）の両方があるとき。</p> <p>7月31日を基準日として、その時点で医療保険上の世帯に属している組合員、及び被扶養者が過去1年間（前年8月1日～当年7月31日）に負担した、医療にかかる自己負担額及び介護にかかる自己負担額の合算額が、P26～27のBの金額を超える場合に給付されます。ただし、その額が「支給基準額」※以下である場合は給付されません。</p> <p>イ 高齢受給者が受けた医療、介護にかかる自己負担額（医療と介護の両方の負担がある場合）と、若年者が受けた医療、介護にかかる自己負担額（医療と介護の両方、もしくは一方の負担がある場合）の両方があるとき。</p> <p>高齢受給者のみの合算により高額介護合算療養費を算定した後、なお残る自己負担額と、若年者の自己負担額の合算額が、P26～27のBの金額を超える場合に給付されます。</p>	<p>P26～27のBの金額を超えた額 ただし、組合員及び被扶養者が過去1年間に加入していた医療保険者、介護保険者において、加入当時負担した医療費、介護サービス費の割合に応じて給付額を按分し、各保険者から給付されるため、当共済組合から全額が給付されるわけではありません。</p> <p>①上記「高齢受給者（70歳以上）のみの合算」の算定方法に基づき、各医療保険者、介護保険者の給付額を算定します。 ②①の算定後、なお残る高齢受給者のみの負担額に若年者の負担額を加え、上記「若年者（70歳未満）のみの合算」の算定方法に基づき、各医療保険者、介護保険者の給付額を算定します。 ③①と②の合計額が、各医療保険者、介護保険者から給付されます。</p>	<p>・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・「低所得者」に該当する場合（市町村民税非課税等の場合）は、市町村民税非課税者等に該当する証明書</p> <p>・高額介護合算療養費請求書 ・各医療保険者、介護保険者の発行する自己負担額証明書 ・市町村民税非課税者等に該当する証明書（「低所得者Ⅰ、Ⅱ」に該当する場合のみ。「低所得者Ⅰ」に該当の場合は世帯全員分の証明書が必要。）</p> <p>・医療及び介護にかかる自己負担額は、高額療養費、附加給付、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費等の給付を受けた後に、なお残る負担金額となります。 ・計算期間の途中で、組合員、又は被扶養者が死亡等により医療保険の資格を失った場合は、資格喪失日の前日が基準日となります。（当共済組合を資格喪失しても、他の医療保険に加入できる場合は除きます） ・若年者の医療にかかる自己負担額については、高額療養費と同様に、レセプト単位での一部負担額が21,000円以上のもののみが対象となり、それ未満のものは合算対象となりません。</p>

他の医療保険者に提出するために、当共済組合の自己負担額証明書が必要な場合は、所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて当共済組合へ申請してください。

※支給基準額は500円です。

介護合算算定基準額

所得区分		A 共済組合（被用者保険）又は国保＋介護保険 （70～74歳の場合）	B 共済組合（被用者保険）又は国保＋介護保険 （70歳未満の場合）	参考 後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者 上位所得者		67万円	126万円	67万円
一般		56万円（※）	67万円	56万円
低所得者	II	31万円	34万円	31万円
	I	19万円		19万円

所得区分の判定については、P22～23を参照してください。

※の金額は、本来は62万円ですが、高齢受給者の一部負担金等の軽減特例措置により平成23年7月31日までは56万円となります。

家計にやさしいジェネリック

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売されるため、開発期間が短く、コストも大幅に抑えられています。

価格は3割～8割OFF
効き目や安全性は先発薬と同等

高血圧症や骨粗しょう症などの慢性疾患の方は、ずっとお薬を飲み続けることが大切なので、薬代が高くなりがちですが、ジェネリック医薬品は家計にやさしいのです。処方箋の「ジェネリック医薬品への変更不可」欄に医師のサインがなければ、調剤薬局でジェネリック医薬品へ変更することができます。

詳しくは、かかりつけ医もしくは
保険調剤薬局の薬剤師に相談してください。



災害見舞金・災害見舞金附加金

損害程度表

損 害 の 程 度		災 害 見 舞 金	災害見舞金附加金
<ul style="list-style-type: none"> ・住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ・住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料の3か月分 ×1.25	災害見舞金の額 ×0.6
<ul style="list-style-type: none"> ・住居及び家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき ・住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき ・住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料の2か月分 ×1.25	
<ul style="list-style-type: none"> ・住居及び家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居及び家財にこれと同程度の損害を受けたとき ・住居又は家財の1/2以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料の1か月分 ×1.25	
<ul style="list-style-type: none"> ・住居又は家財の1/3以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		給料の0.5か月分 ×1.25	
<ul style="list-style-type: none"> ・住居又は家財の1/5以上が焼失し、又は滅失したとき ・住居又は家財にこれと同程度の損害を受けたとき 		—	
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水によって平屋建ての家屋（家財を含む）が損害を受けその認定が困難なとき 	床上120cm以上	給料の1か月分 ×1.25	災害見舞金の額 ×0.6
	床上30cm以上	給料の0.5か月分 ×1.25	
	床上30cm未満	—	給料額×1.25×0.5

(注1) 災害見舞金の額は、住居と家財で別々に算定しますが、合算して給料の3か月分×1.25が上限です。

(注2) 住宅とは…自宅・借家・借間・公務員宿舎・公営住宅など組合員が現に住んでいる建物です。
家財とは…住宅以外で、家具・調度品・寝具・衣服などの日常生活に欠かせないものです。
(不動産・現金・預貯金・有価証券などは含みません)

(注3) 同一世帯に2人以上の組合員がいる場合には、それぞれに災害見舞金が給付されます。

5 任意継続制度

退職の日の前日まで組合員期間が1年以上継続してあった方が資格を喪失した後、掛金を納めることにより、2年間に限り組合員の資格を継続することができる制度です。

申出手続	退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を当共済組合へ持参してください。
掛金月額	<ul style="list-style-type: none"> ・短期掛金 給料額×112.5/1000 ・介護掛金（介護保険第2号被保険者のみ） 給料額×13/1000 ※給料額は退職時の給料額と当共済組合の全組合員の平均給料額（掛金を徴収すべき月の属する年の1月1日現在の平均給料額）の、いずれか低い方となります。
掛金の納付方法	当月分を前月の末日までに指定銀行（りそな、三菱東京UFJ、三井住友、みずほ）に納付書により振り込んでください。（但し、資格取得月分については、退職の日から起算して20日以内に振り込んでください。） ※1年分又は半年分を前納することができます。
資格喪失事由	<ul style="list-style-type: none"> ①2年間を経過したとき ②組合員（本人）が死亡したとき ③掛金を納付期日（前月の末日）までに納付しないとき ④再就職等によって、新たに健康保険の資格を取得したとき（後期高齢者医療制度の被保険者になったときを含む） ⑤任意継続組合員が任意継続組合員でなくなる旨を申し出た場合において、申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
保健給付及び災害給付	一般組合員と同じ内容の給付を受けることができます。
手続きの際に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ①組合員証・被扶養者証等（所属所へ返納せず、持参してください） ②印鑑（訂正がある場合に使用します） ③任意継続組合員資格取得申出書 ④掛金（当日納付される場合に必要です）

6 柔道整復師（整骨院・接骨院等）による施術を受ける場合

柔道整復師による施術を受ける場合、保険適用になる範囲には限りがあります。全ての施術が保険適用になるわけではありませんので、注意してください。

また、柔道整復師による施術を受けた場合の医療費の支払方法については、原則、組合員が医療費の全額を負担し、後日、共済組合へ医療費を請求する療養費（P10～11）、家族療養費（P16～17）として取り扱われます。しかし、組合員の一時的な負担が多くなってしまふことから、共済組合と契約を結んでいる柔道整復師については、組合員の委任を受けることにより、柔道整復師が組合員の代わりに共済組合へ療養費等の請求をする、『受領委任払い』という制度が利用されています。

『受領委任払い』を利用する際には、柔道整復師が作成した療養費支給申請書に組合員の署名が必要になります。署名の際には、療養費支給申請書に記載されている施術内容等に誤りがないか、必ず確認するようにしてください。

○柔道整復師による施術を受ける場合、保険適用となるもの

- ・急性、亜急性で外傷性の捻挫、打撲、挫傷
- ・医師が治療の同意をした脱臼、骨折（応急手当の場合は除きます）

○次のような場合には保険適用とはなりません

- ・日常生活による疲れや肩こり、スポーツなどによる筋肉疲労や筋肉痛の場合
- ・打撲、捻挫、挫傷で同一部位の治療を外科、内科、整形外科等で受けながら、同時に柔道整復師による施術も受けている場合
- ・打撲、捻挫が治った後の漫然とした施術、マッサージ代わりの利用の場合
- ・特に症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術の場合
- ・仕事上や通勤途上におきた負傷の場合

○療養費支給申請書の確認項目○

- ・負傷部位が施術箇所と同じか確認してください
- ・実日数が整骨院・接骨院等に通院した日数と同じか確認してください
- ・一部負担金の額が、窓口で実際に支払った額と同じか確認してください
- ・内容をしっかり確認したうえで、自筆で署名してください

○柔道整復師にかかる場合の注意事項○

- ・負傷原因を正確に伝え、保険適用の有無や施術方針を相談しましょう
- ・療養費支給申請書の内容をしっかり確認し、自筆で署名しましょう
- ・領収書を受け取り、共済組合発行の「医療費のお知らせ」と照合しましょう
- ・施術が長引く場合は、他の傷病の疑いもあるため、病院などで医師の診断も受けてみましょう

◎ 長期給付の概要

平成22年4月1日現在

1 退職給付

組合員期間等が25年以上ある人が、退職後65歳になったときに支給される年金には、共済組合からの「本来の退職共済年金」と日本年金機構からの「老齢基礎年金」とがあります。

また、共済組合の組合員期間が1年以上ある人が、支給開始年齢に達したときには「特例による退職共済年金」が支給されます。

	60歳(注)から満額支給開始年齢(注)になるまでは	満額支給開始年齢(注)から65歳になるまでは	65歳になった以降は	配偶者が65歳になると																		
共済年金制度から支給される年金 (本人)	<table border="1"> <tr> <td>特例による退職共済年金</td> <td>職域年金相当部分</td> <td>厚生年金相当部分</td> </tr> </table>	特例による退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分	<table border="1"> <tr> <td>特例による退職共済年金</td> <td>職域年金相当部分</td> <td>厚生年金相当部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定額部分</td> <td>加給年金</td> </tr> </table>	特例による退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分		定額部分	加給年金	<table border="1"> <tr> <td>本来の退職共済年金</td> <td>職域年金相当部分</td> <td>厚生年金相当部分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加給年金</td> <td></td> </tr> </table>	本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分		加給年金		<table border="1"> <tr> <td>本来の退職共済年金</td> <td>職域年金相当部分</td> <td>厚生年金相当部分</td> </tr> </table>	本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分
特例による退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分																				
特例による退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分																				
	定額部分	加給年金																				
本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分																				
	加給年金																					
本来の退職共済年金	職域年金相当部分	厚生年金相当部分																				
国民年金制度から支給される年金 (本人)			老齢基礎年金	老齢基礎年金																		
				振替加算 老齢基礎年金																		
備考	60歳から満額支給開始年齢に達するまでの間は給料比例部分(職域年金相当部分及び厚生年金相当部分)が支給され、それ以降は、定額部分及び加給年金が加算されます。		老齢基礎年金と退職共済年金の2本立ての年金給付となりますが、総額では65歳までの特例による退職共済年金と変わりません。	配偶者が65歳になると、加給年金はなくなり、その一部が振替加算となり、配偶者自身の老齢基礎年金の一部として支給されます。																		

(注) …【別表1】(P33) 退職共済年金の支給開始年齢を参照してください。

職域年金相当部分 …… 共済年金制度独自の上積み部分です。

厚生年金相当部分 …… 共済組合の組合員期間に応じて厚生年金と同じ算式で算出される部分です。

給料比例部分 …… 職域年金相当部分と厚生年金相当部分を足したものです。

定額部分 …… 65歳になるまでの間、老齢基礎年金のかわりに支給される部分です。

加給年金 …… 一定の条件を満たす65歳未満の配偶者及び18歳未満の子などを有する場合の加算です。

老齢基礎年金 …… 20歳から60歳までの全期間の保険料を支払ったとした場合、年金額は792,100円

(平成22年度)です。

振替加算 …… 退職共済年金又は障害共済年金受給権者の配偶者で、大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれ(ただし加給年金額の対象者に限る。)の人は、65歳になったときから受給する老齢基礎年金に生年月日に応じた一定の額が加算されます。

特例による退職共済年金

特例による退職共済年金は次の「受給資格期間」と「支給開始年齢」の両方を満たした場合に支給されます。

(1) 受給資格期間

組合員期間等が25年以上であること。(受給権者の生年月日の区分に応じて次のような受給資格期間の特例があります。)

ただし、共済組合の組合員期間が1年以上であること。

★受給資格期間の特例

生 年 月 日	年 数 (注)
昭和27. 4. 1 以前	20年
昭和27. 4. 2～28. 4. 1	21年
昭和28. 4. 2～29. 4. 1	22年
昭和29. 4. 2～30. 4. 1	23年
昭和30. 4. 2～31. 4. 1	24年

(注) 国民年金の被保険者期間などは含みません

★組合員期間等とは

組合員期間等とは、本市組合員期間はもちろん他の組合員期間、厚生年金・国民年金の被保険者期間及び昭和61年3月31日以前の被用者年金制度の被扶養配偶者期間等を合算した期間をいいます。

(2) 支給開始年齢



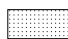

60歳以上であること(公務員として在職中の場合は原則として支給されません)。

ただし、昭和16年4月2日(特定消防職員については昭和22年4月2日)以降の生年月日の人については、満額年金の支給開始年齢が生年月日に応じ【別表1】のとおり引き上げられ、60歳から満額年金が支給されるまでの間は給料比例部分(職域年金相当部分+厚生年金相当部分)が支給されます。なお、昭和28年4月1日(特定消防職員については昭和34年4月1日)以前の生年月日の人で障害等級3級以上の障害の状態にある人(障害特例者)又は組合員期間が44年以上ある人(長期特例者)については、60歳から満額年金が支給されます。

さらに、昭和28年4月2日(特定消防職員については昭和34年4月2日)以降の生年月日の人については、給料比例部分の支給開始年齢が生年月日に応じ【別表1】のとおり引き上げられました。なお、障害特例者又は長期特例者については、その年齢から満額年金が支給されます。

【別表1】退職共済年金の支給開始年齢

生年月日	給料比例部分		満額年金		退職共済年金のイメージ図
	支給開始年齢	支給開始年度	支給開始年齢	支給開始年度	
昭16. 4. 2～17. 4. 1	60歳	平13年度	61歳	平14年度	
昭17. 4. 2～18. 4. 1	60歳	平14年度	61歳	平15年度	61歳
昭18. 4. 2～19. 4. 1	60歳	平15年度	62歳	平17年度	
昭19. 4. 2～20. 4. 1	60歳	平16年度	62歳	平18年度	62歳
昭20. 4. 2～21. 4. 1	60歳	平17年度	63歳	平20年度	
昭21. 4. 2～22. 4. 1	60歳	平18年度	63歳	平21年度	63歳
昭22. 4. 2～23. 4. 1	60歳	平19年度	64歳	平23年度	
昭23. 4. 2～24. 4. 1	60歳	平20年度	64歳	平24年度	64歳
昭24. 4. 2～25. 4. 1	60歳	平21年度	65歳	平26年度	
昭25. 4. 2～26. 4. 1	60歳	平22年度	65歳	平27年度	65歳
昭26. 4. 2～27. 4. 1	60歳	平23年度	65歳	平28年度	
昭27. 4. 2～28. 4. 1	60歳	平24年度	65歳	平29年度	
昭28. 4. 2～29. 4. 1	61歳	平26年度	65歳	平30年度	61歳
昭29. 4. 2～30. 4. 1	61歳	平27年度	65歳	平31年度	
昭30. 4. 2～31. 4. 1	62歳	平29年度	65歳	平32年度	62歳
昭31. 4. 2～32. 4. 1	62歳	平30年度	65歳	平33年度	
昭32. 4. 2～33. 4. 1	63歳	平32年度	65歳	平34年度	63歳
昭33. 4. 2～34. 4. 1	63歳	平33年度	65歳	平35年度	
昭34. 4. 2～35. 4. 1	64歳	平35年度	65歳	平36年度	64歳
昭35. 4. 2～36. 4. 1	64歳	平36年度	65歳	平37年度	
昭36. 4. 2～	-	-	65歳	平38年度～	65歳

 共済年金（給料比例部分）
  本来の退職共済年金
 共済年金（定額部分）
  老齢基礎年金

※ 特定消防職員の場合は6年遅れのスケジュールになります。

特例による退職共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$ (注1)	×	平成15年3月までの 組合員期間月数
			+		
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$ (注2)	×	平成15年4月からの 組合員期間月数
			+		
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数
			+		
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数
			+		
定額部分	1,650.86	×	全組合員期間月数 (480月限度)		
			+		
加 給 年 金					

(注1) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.713となります。

(注2) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.548となります。

★平均給料月額・平均給与月額

平均給料月額は、昭和56年4月から平成15年3月までの組合員期間の掛金の標準となった給料(本給)を基礎として算出します。

平均給与月額は、平成15年4月から退職までの組合員期間の掛金の標準となった給料(本給)及び期末手当等を基礎として算出します。

なお、平均給料(給与)月額及び定額部分の単価は、物価等の変動に応じて毎年改定されます。

★組合員期間

組合員期間は、本市の職員としての期間だけでなく、次に掲げる本市採用前の期間（前歴）についても、一定の条件があれば算入されます。

- 旧国鉄や旧電々公社などの職員であった期間
- 国や地方公共団体などの職員であった期間

★加給年金

組合員期間が20年以上である人が、満額年金の支給開始時点で、その人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者（届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含む）、18歳未満の子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある場合も含む）及び、20歳未満の障害等級1級、2級に該当する子がいる場合に加算されます。（生計を維持されている者の恒常的な収入が850万円未満であることが必要です。）

○加給年金額（平成22年度）

配偶者…………… 396,000円

子（2人まで1人につき）… 227,900円

子（3人以上1人につき）… 75,900円

加給年金の停止と消滅

加給年金額対象者が次のいずれかに該当したときは、共済組合への届出が必要になります。

停止になる場合

- ① 配偶者が、退職・老齢（加入月数が240月またはそれに相当するもの）や障害を給付事由とする年金を受給することとなったとき（ただし、国民年金の老齢基礎年金は除く）
※配偶者の年金が全額停止となっている場合、加給年金は停止されません。
- ② 受給者本人が、加給年金が加算された老齢厚生年金を受給することとなったとき

消滅になる場合

- ① 加給年金額対象者が死亡したとき
- ② 加給年金額対象者の恒常的な収入が850万円以上になったとき
- ③ 加給年金額対象者である配偶者と離婚したとき（生計を別にしたときを含む）
- ④ 加給年金額対象者である子が配偶者以外の者の養子となったとき
- ⑤ 加給年金額対象者である養子縁組による子を離縁したとき
- ⑥ 加給年金額対象者である子が婚姻したとき
- ⑦ 加給年金額対象者で障害等級1・2級に該当する子が、その障害の状態でなくなったとき（18歳未満の子を除く）

本来の退職共済年金

特例による退職共済年金の受給者が65歳になると、日本年金機構からは国民年金の「老齢基礎年金」が、共済組合からは「本来の退職共済年金」が支給されます。

これは、65歳まで支給される「特例による退職共済年金」の定額部分が「老齢基礎年金」と「経過的加算」に分かれるもので、年金全体の総額は変わりません。

本来の退職共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$ (注1)	×	平成15年3月までの 組合員期間月数
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$ (注2)	×	平成15年4月からの 組合員期間月数
+					
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数
+					
経過的 加算	特例による退職共済年金 の定額部分	-	792,100円	×	$\frac{\text{昭和36.4.1以降の組合員期間 (注3)}}{480\text{月}}$
+					
加 給 年 金					

(注1) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.713

(注2) 全組合員期間が20年未満の場合は、1000分の0.548

(注3) 20歳前及び60歳以後の組合員期間は除く

老齢基礎年金の年金額

$792,100\text{円} \times \frac{\text{国民年金の加入月数}}{480\text{月}}$

2 障害給付

在職中の病気やケガにより障害の状態になったときに支給される年金には、共済組合からの「障害共済年金」と日本年金機構からの「障害基礎年金」とがあります。

共済組合から支給される障害共済年金には、公務又は通勤による傷病以外の傷病によって障害の状態になったとき支給される「公務等によらない障害共済年金」と、公務又は通勤による傷病によって障害の状態になったとき支給される「公務等による障害共済年金」とがあります。

障 害 共 済 年 金

支給要件

- ・ 組合員が在職中に初診日がある傷病により、障害認定日（初診日から原則として1年6月を経過した日）に障害等級（注）が1級、2級又は3級の障害の状態になったとき。
- ・ 障害認定日に障害等級（注）に該当しなかった者が、その後65歳までに3級以上の障害の状態になったとき。（事後重症）

（注）障害等級は年金の規定に基づくものであり、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

なお、在職中は原則支給されませんが、年金額と給与等の合計により一部支給される場合があります。

公務等によらない障害共済年金の年金額

○障害等級1級の場合

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	1.25
			+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	1.25

+

厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	1.25
			+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	1.25

+

加 給 年 金

○障害等級2級、3級の場合

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	
			+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	

+

厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	
			+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	

+

加 給 年 金 （3級の場合、支給されない）

※ 全組合員期間の月数が300未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

※ 障害基礎年金が支給されない人の厚生年金相当部分の額が、594,200円より少ないときは594,200円とします。

※ 加給年金は障害等級1級・2級の人が受給権を取得した当時、その人によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に、227,900円が加算されます。

公務等による障害共済年金の年金額

○障害等級 1 級の場合

職域年金 相当部分	$\left[\frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{100} \times 12 \times \frac{28.5}{100} + \frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 1.425 \times \left(\frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数(注1)}}{\text{全組合員期間月数}} - 300 \text{月} \right) \times 1.25 \right] \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
	$\left[\frac{\text{平成15年4月からの平均給与月額}}{100} \times 12 \times \frac{21.923}{100} + \frac{\text{平成15年4月からの平均給与月額}}{1000} \times 1.096 \times \left(\frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数(注1)}}{\text{全組合員期間月数}} - 300 \text{月} \right) \times 1.25 \right] \times \frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
厚生年金 相当部分	$\frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 7.125 \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数(注1)}}{\text{全組合員期間月数}} \times 1.25$
	+
	$\frac{\text{平成15年4月からの平均給与月額}}{1000} \times 5.481 \times \frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数(注1)}}{\text{全組合員期間月数}} \times 1.25$
	+
加 給 年 金	

(注1) 組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

○障害等級 2 級、3 級の場合

職域年金 相当部分	$\left[\frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{100} \times 12 \times \frac{19}{100} + \frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 1.425 \times \left(\frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数(注2)}}{\text{全組合員期間月数}} - 300 \text{月} \right) \right] \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
	$\left[\frac{\text{平成15年4月からの平均給与月額}}{100} \times 12 \times \frac{14.615}{100} + \frac{\text{平成15年4月からの平均給与月額}}{1000} \times 1.096 \times \left(\frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数(注2)}}{\text{全組合員期間月数}} - 300 \text{月} \right) \right] \times \frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
厚生年金 相当部分	$\frac{\text{平成15年3月までの平均給料月額}}{1000} \times 7.125 \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間月数(注2)}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
	$\frac{\text{平成15年4月からの平均給与月額}}{1000} \times 5.481 \times \frac{\text{平成15年4月からの組合員期間月数(注2)}}{\text{全組合員期間月数}}$
	+
加 給 年 金 (3 級の場合、支給されない)	

(注2) 組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(公務等による障害共済年金の最低保障額)

上記の額から加給年金の額を除いた額が、次の額より少ないときは、次の額に加給年金(3級の場合、加算なし)を加えた額となります。

1 級… 4,212,500円 2 級… 2,601,800円 3 級… 2,354,100円

(補償調整)

傷病補償年金等の受給により、年金の一部支給停止があります。

障 害 基 礎 年 金

障害等級が1級又は2級の障害の程度に該当する状態となったときには原則として障害基礎年金も支給されます。

また、受給権者に生計を維持されている18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の程度に該当する状態にある子があるときは障害基礎年金に加給年金が加算されます。

障害基礎年金の年金額（平成22年度）

障害等級1級	990,100円	
障害等級2級	792,100円	
加給年金額	子2人までは1人につき	227,900円
	3人目からは1人につき	75,900円

障 害 一 時 金

組合員が在職中に初診日がある公務によらない傷病により退職した場合において、障害共済年金が支給されない程度の一定の障害の状態にあるときで、他に年金を受ける権利を有しないときに支給されます。

障害一時金の額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	$\frac{200}{100}$
				+			
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	$\frac{200}{100}$
+							
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	×	$\frac{7.125}{1000}$	×	平成15年3月までの 組合員期間月数	×	$\frac{200}{100}$
				+			
	平成15年4月からの 平均給与月額	×	$\frac{5.481}{1000}$	×	平成15年4月からの 組合員期間月数	×	$\frac{200}{100}$

※ 組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

※ 厚生年金相当部分の額が、594,200円より少ないときは、594,200円としてその額を算定します。

3 遺族給付

組合員又は組合員であった人が死亡したときにその遺族に支給される年金には、共済組合からの「遺族共済年金」と日本年金機構からの「遺族基礎年金」とがあります。

共済組合から支給される遺族共済年金には、公務又は通勤以外の事由により死亡したときに支給される「公務等によらない遺族共済年金」と、公務又は通勤により死亡したときに支給される「公務等による遺族共済年金」とがあります。

遺 族 共 済 年 金

(1) 支給要件

組合員又は組合員であった人が次のア～エのうちいずれかに該当したときに、その遺族に支給されます。

ア 組合員が死亡したとき（在職中死亡）

イ 組合員であった間に初診日のある傷病により、退職後その初診日から5年以内に死亡したとき

ウ 障害等級が1級、2級の障害共済年金又は昭和60年改正前の制度による障害年金の受給権者が死亡したとき

エ 退職共済年金もしくは昭和60年改正前の制度による退職年金等の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき

(2) 遺族の範囲と順位

遺族とは組合員又は組合員であった人の死亡当時、その人によって生計を維持されていた配偶者等（生計を共にしており、その生計を維持されていた人（配偶者等）の恒常的な収入が850万円を超えないと認められる人）をいい、次のように範囲と順位が決められています。

①・配偶者（届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。また、夫の死亡時に子がいない30歳未満の妻は、5年間の有期給付となります。）

・子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間において配偶者がいない子、又は、組合員であった人の死亡当時から引続き障害等級（注）の1級又は2級に該当する障害の状態にある子）

② 父母

③ 孫（子に同じ）

④ 祖父母

（注）障害等級は年金の規定に基づくものであり、身体障害者手帳等の等級とは異なります。

公務等によらない遺族共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{1,425}{1000}$	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{1,096}{1000}$	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{7,125}{1000}$	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{5,481}{1000}$	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注1)	$\times \frac{3}{4}$

中高齢寡婦加算（経過的寡婦加算）

(注1) 支給要件がア、イ、ウに該当する場合、組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(中高齢寡婦加算)

受給者が妻で、遺族基礎年金を受けることができないとき、その人が40歳以上65歳未満の間、594,200円が加算されます。

(経過的寡婦加算)

中高年寡婦加算を受ける妻が65歳に達したとき、その者の生年月日の区分に応じた一定額が加算されます。

公務等による遺族共済年金の年金額

職域年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{3,206}{1000}$	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注2)	
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{2,466}{1000}$	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注2)	
厚生年金 相当部分	平成15年3月までの 平均給料月額	$\times \frac{7,125}{1000}$	\times	平成15年3月までの 組合員期間月数(注2)	$\times \frac{3}{4}$
	+				
	平成15年4月からの 平均給与月額	$\times \frac{5,481}{1000}$	\times	平成15年4月からの 組合員期間月数(注2)	$\times \frac{3}{4}$

中高齢寡婦加算（経過的寡婦加算）

(注2) 支給要件がア、イ、ウに該当する場合、組合員期間の月数が300月未満のときは300月とし、平成15年3月までの期間と平成15年4月からの期間により按分します。

(公務等による遺族共済年金の最低保障額)

上記の額から中高齢（経過的）寡婦加算の額を除いた額が、1,053,100円より少ないときは、1,053,100円に中高齢（経過的）寡婦加算を加えた額となります。

(中高齢寡婦加算・経過的寡婦加算)

公務等によらない遺族共済年金と同じ

(補償調整)

遺族補償年金等の受給により、年金の一部支給停止があります。

遺 族 基 礎 年 金

遺族である子を有する妻又は遺族である子については、国民年金から遺族基礎年金が支給されます。

妻の受ける遺族基礎年金の額（平成22年度）

区分	基本額	子の加算額	合計
子1人	792,100円	227,900円	1,020,000円
子2人	792,100円	455,800円	1,247,900円
子3人	792,100円	455,800 + 75,900円	1,323,800円

（注）子が4人以上いる妻の場合は、子が3人いる妻の額に子1人につき75,900円が加算されます。

子の受ける遺族基礎年金の額（平成22年度）

区分	基本額	子の加算額	合計	1人当たりの額
子1人	792,100円	－	792,100円	792,100円
子2人	792,100円	227,900円	1,020,000円	510,000円
子3人	792,100円	227,900 + 75,900円	1,095,900円	365,300円

（注）4人以上のときは、3人のときの額に1人につき75,900円を加算した額を人数で割った額とされます。

4 再就職による年金の支給停止（所得による制限）

退職または障害年金の受給者が再就職したことにより厚生年金の被保険者等になった場合は、標準報酬月額等の金額により、65歳までは厚生年金相当部分および定額部分の一部が、65歳以降は厚生年金相当分の一部が停止される場合があります。

また、退職または障害年金の受給者が再就職したことにより共済組合の組合員になった場合は、掛金の標準となる給料の額等により、年金の一部または全部の支給が停止される場合があります。

5 雇用保険との併給調整

65歳未満の人が雇用保険法による失業給付の「基本手当」を受給すると、その間、特例による退職共済年金の職域年金相当部分を除く年金が停止となります。

6 併給調整

ひとりで複数の年金を受ける権利ができる場合がありますが、この場合は、それぞれの年金は決定されますが、実際の支給にあたっては、すべての年金が受給できるわけではなく、併給の調整を行い支給することとなります。

7 年金と税金

退職共済年金は、在職中の給与と同様に所得税が課税され、基本的には、年金の支給時に源泉徴収されます。（障害及び遺族共済年金は非課税です。）

また、年金は雑所得として扱われますので、在職時に行っている年末調整は行われません。そのため、税務署において確定申告を行っていただく必要があります。

◎ 福祉事業の概要

平成22年4月1日現在

1 住宅貸付

- ・住宅・介護・災害貸付の新規貸付については、休止しています。
- ・その他詳細については、当共済組合のホームページをご覧ください。

2 融資あっせん制度の概要

組合員証等を一覧表にある金融機関において提示し、申し込むことにより、店頭金利から金利優遇幅を減じた利率が適用されます。

ただし、融資条件及び申込後の手続き等については、各金融機関の住宅融資制度に準じたものとなっていますので、詳細については、各金融機関に直接ご確認ください。

融資対象：住宅の新築、購入、増改築、修理、宅地購入及び他の住宅ローンからの借換えに必要な資金

		りそな銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行
申 込 資 格		年齢20歳以上70歳未満 組合員期間1年以上	年齢20歳以上70歳未満 (完済時80歳の誕生日 まで) 組合員期間1年以上	年齢20歳以上70歳の誕 生日までの方で、完済 時80歳の誕生日までの 方	年齢20歳以上61歳未満 組合員期間1年以上
融 資 金 額	変動金利型 固定金利選択型① 固定金利選択型②	50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 (いずれも1万円単位)	30万円以上1億円以内 30万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	100万円以上1億円以内 100万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	10万円以上1億円以内 30万円以上1億円以内 30万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)
融 資 期 間	変動金利型 固定金利選択型① 固定金利選択型②	1年～35年 2年～35年 (いずれも1年単位)	2年～35年 2年～35年 10年～35年 (いずれも1年単位)	1年～35年 2年～35年 (いずれも1ヵ月単位)	1年～35年 2年～35年 2年～35年 (いずれも1年単位)
金 利 優 遇 幅	変動金利型 固定金利選択型① 固定金利選択型②	1.4% 1.4%	1.4% 1.4% 当初固定特約期間1.9% (固定特約期間後は、 1.2%)	1.4% 1.4%	1.4%～1.5% 1.4%～1.5% 1.9% (当初固定金利 期間終了後1.2%)
団体信用保険		保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は銀行負担
火 災 保 険		保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担
融 資 取 扱 店		京阪神地区本支店 奈良地区支店、京都支店	国内本支店	国内本支店	国内本支店
お 問 合 せ 先		取扱店窓口 または、 ローンデスク	住宅ローンお問合わせ ダイヤル TEL 0120-306-082 大阪営業部お客様相談 第一課 TEL 06-6206-8641	大阪本店営業部 TEL 06-6227-2319	大阪支店 TEL 06-6202-1691 お客さま専用ダイヤル TEL 0120-132-289

(注) 固定金利選択型とは、一定期間は固定金利で、その期間終了時に金利方式を見直すものです。
また、金融機関によって名称が異なる場合があります。

(注) 金利優遇幅は、変更されている場合がありますので、各金融機関へご確認ください。

中央三井信託銀行	住友信託銀行	みずほ信託銀行	三菱UFJ信託銀行	近畿労働金庫
年齢20歳以上60歳以下 組合員期間3年以上	年齢20歳以上65歳以下 組合員期間3年以上	年齢20歳以上66歳以下 組合員期間3年以上	年齢20歳以上65歳以下 組合員期間3年以上	満20歳以上で最終返済時 の年齢が満76歳未満 組合員期間1年以上で前年 度税込年収が150万円以上
10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 10万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 50万円以上1億円以内 (いずれも10万円単位)	最高1億円 最高1億円 (いずれも1万円単位)
1年～35年 1年～35年 1年～25年 (いずれも1ヶ月単位)	1年～35年 2年～35年 2年～25年 (いずれも1年単位)	1年～35年 1年～35年 1年～35年 (いずれも1年単位)	1年～35年 3年～35年 3年～35年 (いずれも1年単位)	最長35年 最長35年(3年・5年・ 10年・20年の特約あり) (いずれも1ヵ月単位)
1.3% 1.3% 1.7%～2.15% (当初固定金利期間終了 後1.0%)	1.6% 1.6% 1.6%～2.45% (当初固定金利期間終了 後0.0%～1.0%)	1.5% 1.3% 1.4%～2.1% (当初固定金利期間終了 後1.1%)	1.3%または1.6% 1.3%または1.6% 1.3%～2.25% (当初固定金利期間終了 後0.4%または0.8%～1.1%)	1.0% 1.2%
保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は銀行負担	保険料は労金負担
保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担	保険料は本人負担
国内本支店	近畿地区各本支店 (一部除く)	国内本支店	国内本支店	会員団体(労働組合等) が取引を行う営業店
大阪支店ローン課 TEL 06-6233-3519	本店住宅ローンセンター TEL 06-6220-2594 専用フリーダイヤル TEL 0120-303-730	大阪支店ローンサービス課 TEL 0120-501-064	職域ローン相談室 TEL 0120-334-757	会員団体(労働組合等) が取引を行う営業店 お客様センター TEL 0120-191-968

3 住宅等あっせん事業の概要

協定会社と契約する際、組員証等の提示により大阪市職員共済組合の組員である旨を申し出て、直接協定会社と契約を締結し、割引優待を受ける制度です。

○ 協定会社一覧表

〔割引率（ ）内は、自社物件の増改築の場合を示す。〕

		協 会 社	割 引 率	担 当 者	電 話 番 号
工 事 関 係	新 築 関 係	旭化成ホームズ	3.0%	関西営業本部 大阪総合支店(横山)	06-6942-8976
		エス・バイ・エル	3.5% (4.0%)	情報開発グループ(鳥谷)	06-6242-2878
		国土建設	4.0% (3.0%)	事業開発室(水野)	06-6351-9311
		三洋ホームズ	3.0%	大阪支店 営業企画課(朝野)	072-228-6817
		住友林業	4.0%	法人営業部(百田)	06-6945-5003
		セキスイハイム近畿	4.0%	第二支店 特販営業部 法人営業グループ(森岡)	06-6394-8588
		積水ハウス	3.0%	関西営業本部(柴田)	06-6440-3645
	増 改 築 関 係	大和ハウス工業	3.5%	営業本部 営業推進部(林)	06-6342-1374
		パナホーム	3.0%	近畿営業本部(木村)	06-6834-3867
		ミサワホーム近畿	3.0%	営業推進部 法人営業室(荒木)	06-6341-1301
		三井ホーム	3.5%	大阪支店 大阪営業所(植橋)	06-6243-0031
		エス・バイ・エル	4.0%	ハウジング相談大阪(佐藤)	06-6242-1916
		大阪屋根工事業協同組合	4.0%	事務局(西本)	06-6585-1123
		三洋リフォーム	5.0%	営業部 本社営業所(片岡)	06-4963-5822
セイキョウホーム近畿	4.0%	営業課(西原)	06-6944-2075		
ミサワホーム近畿	5.0%	営業推進部 法人営業室(荒木)	06-6341-1301		
販 売 関 係	アーバンライフ	1.5% (70万円限度)	業務部(茂)	078-452-0510	
	近鉄不動産	1.5% (70万円限度)	資産活用事業部(澤村)	06-6212-8785	
	京阪電気鉄道	1.5%	土地経営部(山本)	06-6944-2552	
	京阪電鉄不動産	1.5%	総務部(野間)	06-6946-1341	
	三洋ホームズ	2.0%	マンション事業本部(塩崎)	06-4254-4800	
	新星和不動産	1.5%	営業推進部(嶋田)	06-6311-6833	
	新日鉄都市開発	1.5%	住宅開発部(成子)	06-6228-8833	
	住友不動産	1.0%	マンション事業本部 営業部 法人営業チーム(山崎)	06-6448-7047	
	積水ハウス	1.0%	大阪マンション事業部(大西)	06-6440-3581	
	総合地所	2.0%	法人営業部(伊藤)	06-7777-9627	
	大和ハウス工業	2.5%	営業本部 営業推進部(南)	06-6342-1374	
	東急リパブル	1.0%	事業推進部(三塩)	06-6243-1099	
	藤和不動産	1.0%	法人営業部(佐藤)	06-6344-3315	
	日本エスリード	1.0%	企画課(林)	06-6345-5331	
野村不動産	1.0%	住宅販売部(渡部)	06-6538-5607		
オリックス不動産	1.0%	統括部 大阪統括課(野上)	06-4799-4965		

- 注1. 協定会社の優待条件の対象は、組員が、自ら所有又は居住するための新設・増改築工事並びに物件購入の場合に限ります。
2. 新築関係については建物本体価格に、販売関係については譲渡代金(本体価格)に、それぞれ割引率を適用します。増改築関係については、工事代金に割引率を適用します。
 3. なお、割引率については変動がありますので事前に協定会社にご確認ください。
 4. 割引額については、千円未満を切り捨てる場合があります。

4 高額療養費資金貸付

組合員及び被扶養者が、医療機関等で療養を受けた際、医療費が高額療養費の給付対象となる場合、当該高額医療費の給付を受けるまでの間、経済的負担などを緩和する為に設けられた事業です。

対象者	高額療養費の給付を受ける見込みのある組合員
貸付額	高額療養費給付見込み額の80% (算出した額の1,000円未満の端数は切り捨て)
貸付利息	無利息
貸付の申請先	所属所 (市長部局にあつては、総務事務センター)
貸付の方法及び支給	原則として当組合受付日の翌々営業日に、組合員が指定した口座に振込み
貸付期間	貸付日から貸付対象となった高額療養費が給付されるまでの間
返済方法	貸付対象となった高額療養費で返済 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

5 出産費資金貸付

出産費又は、家族出産費の給付を受けるまでの間、出産費直接支払制度を取り扱っていない病院、診療所又は助産所 (以下、「医療機関等」という) で出産される場合又は出産費直接支払制度を利用しない場合、医療機関等で出産に要する費用を組合員に貸し付けることにより、組合員及びその被扶養者の福祉の向上に寄与することを目的として設けられた事業です。

対象者	組合員であつて、出産費 (家族出産費) の給付を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する者 ① 出産予定日までの2か月以内 (多胎妊娠の場合は4か月以内) の者又は出産予定日まで2か月以内 (多胎妊娠の場合は4か月以内) の被扶養者を有する者。 ② 妊娠4か月 (85日) 以上の者で医療機関等に一時的な支払が必要となった者、又は妊娠4か月 (85日) 以上の被扶養者を有する者で医療機関等に一時的な支払が必要となった者
貸付額	35万円
貸付利息	無利息
貸付の申請先	所属所 (市長部局にあつては、総務事務センター)
貸付の方法及び支給	原則として当組合受付日の翌々営業日に、組合員が指定した口座に振込み
貸付期間	貸付日から貸付対象となった出産費等が給付されるまでの間
返済方法	貸付対象となった出産費 (家族出産費) で返済 (返済金に不足が生じた場合は、別途納付書により返済)

6 保健事業一覧

*年齢は平成22年4月1日時点

事業	対象者			自己負担	内 容	申込（配付）時期	申 込 方 法	備 考
	在職組合員	任意継続組合員	被扶養者					
特定健診	40～75歳のみ (定期健康診断を特定健診とみなす)	40～75歳のみ	40～75歳のみ	無料	身体測定、血液検査、尿検査、診察等	6月中旬 案内配付	契約機関へ直接TEL	
特定保健指導	特定健診受診者のうち、 共済組合より案内が届いた方			無料	生活習慣改善のための6か月間の支援	9月～3月初旬 随時案内配付	契約機関へ直接 TELまたはFAX	※詳細は50ページ
		特定健診受診者のうち、 共済組合より案内が届いた方	特定健診受診者のうち、 共済組合より案内が届いた方	無料	生活習慣改善のための6か月間の支援	8月～2月毎月初旬 案内配付	契約機関へ直接TEL	
生活習慣改善講座 (特定保健指導の初回集団 保健指導と同時開催)	定期健康診断の結果、所属 (事業所)が「生活習慣 の改善が必要」と判断 した方			無料	生活習慣改善のための支援	9月～3月初旬	所属(事業所)から 契約機関へ直接TEL	
がん検診 (骨量検査含)	総合がん検診	○	○	2,000円	(大腸・肺・肝・胃がん検診の内容)	5月	契約機関へ直接TEL	55歳以上の在職組合員は 無料
	大腸がん	○	○	200円	便潜血反応			
	肺がん	○	○	400円	胸部X線直接撮影、喀痰検査			
	肝臓がん	○	○	400円	腹部超音波、血液検査、肝炎検査等			
	胃がん	○	○	1,000円	胃・十二指腸X線直接撮影			
	子宮がん	女性のみ	女性のみ	300円	子宮頸部細胞診(医師による直接採取法)			
	乳がん	女性のみ	女性のみ	300円	医師による触診・超音波検査またはマンモグラフィ			
	前立腺がん	50歳以上男性のみ	50歳以上男性のみ	300円	P S A 検査			
	骨量検査	○	○	200円	超音波検査またはD X A 法			
脳ドック	40・45・50・55・59歳 のみ	45歳以上 ただし前年度受検者は対 象外		10,000円	M R I、M R A、血液検査、聴力、眼底 検査等	5月	契約機関へ直接TEL	
健康づくり ヘルスアッ プ事業	ハーフ コース	40歳以上のみ	40歳以上のみ		無料	8月～3月	契約機関へ直接TEL	
	トータル コース	40歳以上のみ	40歳以上のみ		3,000円			
配偶者人間ドック			組合員の配偶者かつ 被扶養者	10,000円	身体測定、血液検査、尿検査、診察、が ん検診、骨量検査等	4月	契約機関へ直接TEL	
出張型健康 講座	スタディ コース	○			無料	5月～6月中旬	所属(事業所)から 契約機関へ直接TEL	
	ステップ アップ コース	○			無料			
健康カレンダーの配付	希望者のみ	希望者のみ		無料	健康情報の提供	12月配付		所属所とりまとめ

7 特定健康診査・特定保健指導

	特定健康診査		特定保健指導	
	組合員	任意継続組合員 被扶養者	組合員	任意継続組合員 被扶養者
目的	メタボリックシンドロームの予防・改善のため			
対象者	当該年度中に40歳から75歳となる方 【ただし、75歳の誕生日以降は対象外】		特定健診受診後、保健指導が必要と判定された方 (当共済組合より案内が届いた方)	
期間	職場の定期健康診査を受診することで特定健診とみなします。	受診券到着日から 平成22年12月31日まで	初回支援から6か月間	
場所		契約機関の中から選んでください。	大阪市役所等	契約機関の中から選んでください。
内容	定期健康診査のうち、次の内容 ◆診察等 ・問診【服薬歴・喫煙歴を含む】 ・身体診察 ◆身体測定 ・身長、体重、腹囲、BMI ◆血圧測定 ◆血液検査 ・脂質【中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール】 ・血糖【空腹時血糖、またはヘモグロビンA1c】 ・肝機能【AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)】 ◆尿検査 ・尿糖、尿蛋白	左記の内容 その他、一定の条件下、医師の判断により貧血・心電図・眼底検査が追加されることがあります。	生活習慣改善のため、自分で目標や計画を立てて実践できるよう、面接・電話・メール等で専門家が支援します。 ◆動機づけ支援の方 メタボリックシンドロームのリスクが出現しはじめた方 【回数と時期】 初回支援と6か月後の評価の2回 ◆積極的支援の方 メタボリックシンドロームのリスクが重なりだした方 【回数と時期】 3か月以上の継続支援(複数回)と6か月後の評価	
料金		上記内容は無料	上記内容は無料	
申込方法		契約機関に直接電話し、予約の要否や、利用可能な日時などを確認してください。	契約機関に直接電話し、予約の要否や、利用可能な日時などを確認してください。	
結果のお知らせ		受診された契約機関より、健診結果の通知があります。 次年度の特定健診を受ける際に必要になるので、平成24年3月31日まで保管してください。	利用された契約機関より、結果の通知があります。 これからの人生をより健康的に生きるために、活用してください。	
その他	①特定健診・保健指導の結果は、契約機関よりまとめて当共済組合に届きますので、当共済組合へ送付していただく必要はありません。 ②保健指導を受けている途中で退職等の理由により、大阪市職員共済組合員、任意継続組合員、被扶養者でなくなった場合、以後の保健指導を希望される場合は、実費で受けていただくことになります。			

※ 契約機関・・・当共済組合が契約している特定健診・保健指導の実施機関です。

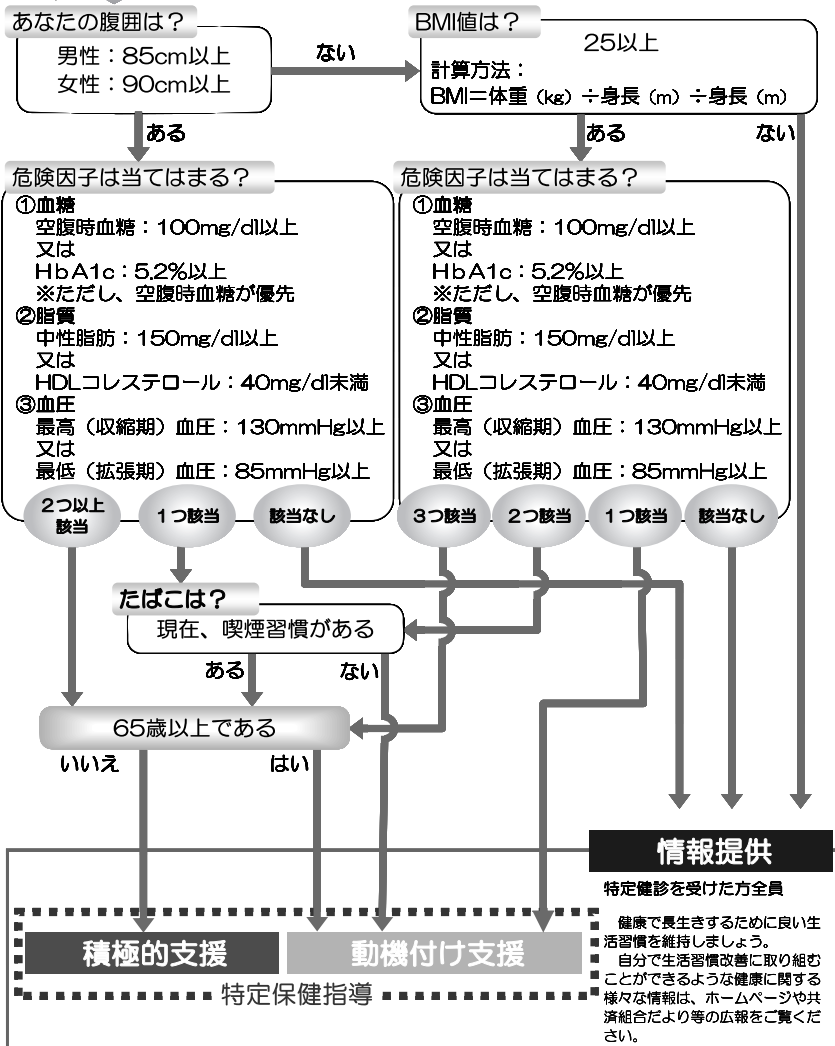
※ 当共済組合が実施する配偶者人間ドックを受けた方は、特定健診を受けたものとみなします。

また、保健指導の対象となった方には受診した健診機関からご案内があり、その健診機関で保健指導を受けます。

特定保健指導区分の判定方法

スタート

特定健診の結果を見ながら
あてはまる方向の矢印に沿って進んでください。



- 特定保健指導が利用できるのは、当共済組合より案内が届いた方のみです。
- 特定健診（職場の定期健康診断等）時に糖尿病・高血圧・脂質異常等の服薬をされている方は、特定保健指導の対象となりません。
- 図は特定保健指導の判定基準で、メタボリックシンドロームの判定基準とは異なります。

◎ こんなときは…？

共済組合で受けることができる給付や必要となる手続きについて、よくご質問いただく項目をまとめましたので、該当する事項が発生した場合は、それぞれの掲載ページを参考にしてください。

項 目	掲載ページ	該当する給付等の内容
被扶養者に関する届出をするとき	5～7	
病気やケガで病院等にかかったとき		
病気やケガで病院等にかかったとき	8～9、10～11	療養の給付
	8～9、16～17	家族療養の給付
入院時に食事療養を受けたとき	10～11	入院時食事療養費
療養病床に入院したとき（65歳～74歳）	10～11	入院時生活療養費
高度先進医療や特別な療養を受けたとき	10～11	保険外併用療養費
訪問看護を受けたとき	10～11	訪問看護療養費
	16～17	家族訪問看護療養費
やむを得ず医療費を立て替え払いしたとき	10～11	療養費
	16～17	家族療養費
医療費の負担額が高額になったとき	20～23	高額療養費
	24～27	高額介護合算療養費
特定疾病で長期に高額な療養を受けているとき	22～23	特定疾病療養受療証
入院して医療費が高額になりそうなとき	22～23	限度額適用認定証
病気やケガで移送されたとき	10～11	移送費
	16～17	家族移送費
病気やケガにより障害の状態になったとき	37～39	障害共済年金
交通事故等第三者の行為によってケガをしたとき	5	
柔道整復師による施術を受けるとき	30	

項 目	掲載ページ	該当する給付等の内容
勤務を休んだとき		
病気やケガをして仕事を休んだとき	12～13	傷病手当金
出産のために仕事を休んだとき	12～13	出産手当金
特別な事情により欠勤したとき	12～13	休業手当金
育児休業を取得したとき	12～13	育児休業手当金
介護休暇を取得したとき	14～15	介護休業手当金
出産したとき	10～11	出産費
	16～17	家族出産費
がん検診・脳ドックを受けたいとき	48～49	
特定健康診査・特定保健指導を受けたいとき	50～51	
家を購入・増改築したいとき	44～46	
不慮の災害にあったとき		
非常災害により死亡したとき	14～15	弔慰金
	18～19	家族弔慰金
非常災害により住居や家財に損害をうけたとき	14～15、28	災害見舞金
死亡したとき	12～13	埋葬料
	16～17	家族埋葬料
	40～42	遺族共済年金
退職したとき		
健康保険の任意継続をするとき	29	任意継続制度
年金の支給開始年齢を迎えたとき	31～36	退職共済年金

◎ 大阪市職員共済組合における個人情報保護の取り組みについて

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「個人情報取扱事業者」としての義務が課せられています。

当組合では、保健給付や共済年金の給付等を実施するために組合員及び家族の皆様のご個人情報を取扱い、従来から、法令等に基づきこれら個人情報の適正な取扱いに努めてきたところです。また、個人情報保護に対する当組合の基本方針として以下の「個人情報保護に関する基本方針」を策定しています。

皆様の個人情報について、その適正な取扱いを推進し保護の徹底を図っていきます。

個人情報保護に関する基本方針

大阪市職員共済組合（以下、「当組合」と言います。）は、組合員（年金待機者を含みます。）及び年金受給権者の皆様やそのご家族の方々に関する個人情報保護について、「個人情報保護に関する法律」の施行を受けて、同法に基づく措置を的確に講じつつ、当組合が保有する個人情報の保護に万全を期します。

1 個人情報保護に関する規程等の策定と継続的改善

当組合は、個人情報を適切に保護するための規程等を策定し、見直しを継続して行います。

2 法令の遵守

当組合は、当組合が保有する個人情報に関して適用される法令その他の規範を遵守します。

3 個人情報の取得と利用

当組合は、個人情報の取得にあたり、その利用目的、利用方法などをあらかじめ組合員または年金受給権者等の皆様に明らかにし、取得した個人情報はその範囲内で業務遂行上必要な場合に限り利用します。

4 個人データの第三者提供

当組合は、法令に定められている場合等を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。

5 個人データの管理

当組合は、個人データの正確性を保持し、また個人データの紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防止するため不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講ずることにより、これを安全に管理します。

6 個人データの開示、訂正、利用停止等

当組合は、当組合が保有する個人データについて本人から開示または訂正または利用停止等の申し出があったときには、適切に対応します。

7 組織及び体制

当組合は、個人情報管理者を設置し、個人情報の適正な管理を行うとともに職員に対して個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適正な取扱いを徹底します。

皆様から取得した個人情報、次の業務に利用しています

1 組合員資格業務

- ・組合員資格の管理に関する業務
 - ※日本年金機構・総務省等へ提供する場合があります
- ・被扶養者の認定に関する業務
- ・共済掛金の徴収
- ・児童手当拠出金の徴収

2 短期給付業務

- ・保健給付に関する業務
 - ※業務遂行に係る委託業者等へ提供する場合があります
- ・診療報酬の審査・支払に関する業務
 - ※業務遂行に係る委託業者等へ提供する場合があります
- ・休業給付に関する業務
- ・災害給付に関する業務

3 長期給付業務

- ・共済年金の決定、給付に関する業務
 - ※日本年金機構・総務省・市区町村・業務遂行に係る委託業者等へ提供する場合があります

4 国民年金第3号被保険者業務

- ・届出代行
 - ※日本年金機構へ提供します

5 福祉事業

- ・健診、保健指導及び健康相談に関する業務
- ・住宅貸付等の審査及び決定・管理
- ・貸付金の回収
 - ※損害保険会社等へ提供する場合があります
- ・団体信用生命保険の異動報告
 - ※生命保険会社等へ提供します

皆様から開示、訂正、利用停止などの請求をすることができます

【開示】

当組合では、本人からご自身に関する個人情報について開示請求があった場合、次の場合を除き所定の手続きにより開示します。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

※開示請求を行うことができるのは、本人の他、①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人に限られています。また、診療報酬明細書等の開示請求を行うことができる者については、別に定められた者に限られます。

【訂正・追加・削除】

当組合では、本人からご自身に関する個人情報について、その内容が事実でないという理由によって、当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除を求められた場合、それらの求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。

【利用停止・消去】

当組合では、次の利用によって当該個人情報の利用停止または消去または第三者への提供の停止を求められた場合、その求めが適正であると認められるときは、所定の手続きにより措置します。なお、利用停止等に多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合には、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合があります。

- ①あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱った場合
- ②偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合
- ③あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供している場合

個人情報の取扱いに関する問合せ先

当組合が取扱う個人情報に関するお問合せは、当共済組合庶務係にて受付けています。開示、訂正、利用停止等の手続きに関する詳細についての照会や苦情につきましても受付けています。

大阪市職員共済組合庶務係 電話06-6208-7541

平成22年7月発行
大阪市職員共済組合
大阪市北区中之島1-3-20
(大阪市役所内)

<お問合せ先>

庶務係 (組合員資格・掛金等)	6208-7541~2
	6208-7581~2
医療給付係 (健康保険・扶養認定)	6208-7591~4
年金給付係 (年金関係)	6208-7547~9
事業係 (各種検診・貸付等)	6208-7544
	6208-7596~7

<受付時間>

9:00~12:15/13:00~17:30

(土、日、祝日、年末年始を除く)

URL:<http://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>